

機能強化計画の要約

1.基本方針

リレーションシップバンキングとは、当金庫が昭和40年代から提唱してきている「コミュニティ・バンク論」に相通じるもので、地域から逃げることのできない金融機関と地域の中小企業・事業者の方達とが長期の取引を通じてお互いに支え合い、地域経済の安定や活性化につなげていく関係を目指しています。

当金庫はお客様の日々のビジネスニーズに応えながら、お客様との「リスクの共同管理」を目指し、地域の皆様との文字通りの共存共栄を実現するための体制整備を進めてまいります。そのためには最新の金融工学技術を活用し、リスク管理の高度化を目指すとともに、それを十分に担うことのできる人材の育成も進めてまいります。その結果、中小企業の比率が非常に高いマーケットのなかで、安定した資金の供給を行い、お客様のビジネスパートナーとしての信頼と地域社会の発展に欠かせない金融機関としての支持を得たいと考えています。

地域金融機関にとって「安定的な経営」は、地域社会に対する責任であります。そのためには貸倒れコストの圧縮と経営効率の向上を進め、地域のお客様に支持されるサービスの提供から収益性を高め、お客様に安心していただける「磐石の経営基盤」を整備してまいります。さらに、お客様との長期的な信頼関係に基づく取引の継続を通じて、地域社会の安定的な成長に寄与していくことを目指してまいります。

2.アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1.創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	新事業に対する審査態勢として事業テーマの成長性評価を中心とした審査部門(企業金融部)を設置しております。	新事業支援融資を審査する企業金融部の機能強化と総合的な支援サービスの提供を行います。	経営革新法等申請支援担当者」の新設と各地の中小企業支援センターと連携します。	企業実査プログラムの整備と事後モニタリング実査を試行の後に本格稼働させます。	創業時点での支援パッケージ商品の開発をします。
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	営業店に配置されている営業係を対象とした「企業金融塾」を開催し、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成研修に努めております。	企業金融塾を入門コース、上級コース、目利き養成コースに発展させ、内容の充実と対象人員の増加を図っていきます。	企業金融塾の「上級コース」プログラムを作成します。	上級コースを実施します。 目利き養成コース」プログラムを作成します。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。産学クラスターサポート会議への参画	龍谷大学工学部エクステンションセンターと提携しております。 近畿産業クラスター・EEネットに加入し、産学クラスター計画を間接的に支援しております。 日本政策投資銀行との提携は更なる強化が必要と考えております。	京都、滋賀南部という大学の集積エリアを営業基盤とする金融機関として産学連携を強化します。	企業金融部に「Eソノオフィス」を新設します。 龍谷大学レックを含め、6大学センターとの情報交流を開始します。 日本政策投資銀行との連携の強化を検討します。	6大学センターの情報を当金庫の若手経営者サクル「京信JIC」等に還元するサービスを開始します。	6大学センター 龍谷大学エクステンションセンター、京都大学国際融合創造センター、京都工芸繊維大学地域共同センター、同志社大学「Eソノオフィス」、立命館大学「Eソノオフィス」、京都産業大学研究機構産学連携係

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	審査部、企業金融部が担当者レベルで必要に応じて連携しておりますが、協調融資等については更なる連携強化が必要と考えております。	各政府系金融機関との連携を強化します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	
(5) 中小企業支援センターの活用	(財)京都市中小企業支援センターの企業価値創出支援制度の新設に協力し、金融支援グループを形成しております。今後は各地区の中小企業支援センターを活用し、更なる連携の強化が必要であると考えております。	企業金融部に「Eゾーンオフィサー」を新設します。 営業エリア内にある12の中小企業支援センターを活用し、創業・新事業支援機能を強化します。	各中小企業支援センターとの定期的な情報交換システムを確立します。	各中小企業支援センターとの連携による創業支援事例を得るようにします。	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	経営情報の提供の仕組みとしては「京信情報サービス」を配布し一定水準の情報サービスを提供しております。 若手経営者組織「京信JOC」が独自ネットサイトを保有しビジネスマッチングに利用しております。 財務コンサルティング業務について、例えばM & Aの成約実績を見るような段階には至っておりませんので、コンサルティング業務を強化すべきと考えております。	取引先企業に対する経営相談支援機能を強化します。 京信JOCなどの顧客サークル活動を通じてビジネスマッチング活動などを強化します。 最も重要なコンサルティング業務は財務コンサルティング業務であるとの認識で、より質の高い支援業務の提供を目指します。	「京信情報サービス」による情報提供件数の増加を図っていきます。	16年度「京信JOC」活動計画にビジネスマッチング活動を加えるように提案します。 中小会社会計基準適用に関するチェックリストの利用を合意できる会計士・税理士とともに協同で財務コンサルティングを行うサービスプログラムを検討します。	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	企業再生の可能性を検討、再生を支援する管理部企業再生支援課を設置しております。 正常先、要注意先についてキャッシュフロー悪化傾向の取引先への財務改善支援を行っております。	再生可能と思われるすべての取引先の再生を支援するとともに結果を年1回公表し、モニタリングを強化し、財務コンサルティング・金融支援を強化します。	企業再生支援課の担当者を再生セミナーに参加させます。 不良貸出先の再生可能性を検討します。	平成15年度の再生支援取り組み状況を公表します。	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	取引先への支援機能強化には職員の支援スキル向上が重要と考え社内研修を実施し、社外研修も利用しております。	企業金融塾に「上級コース」「目利き養成コース」を新設します。 社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	企業金融塾に「上級コース」を新設し「目利き養成コース」を準備します。	
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	中小企業庁のパイロット事業として九州地区で同プログラムがスタートしていますが、京都・滋賀・大阪では現時点で計画はありません。	同様のプログラムが始まれば協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムに協力します。	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。『早期事業再生ガイドライン』の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	中小企業取引先の早期事業再生は信用金庫並びにその取引先の関係者、ひいては地域経済に有用である為、現状再生支援活動を行っていますが、今後更に具体的取組みが必要だと考えております。	融資事後モニタリングを強化し、早期再生のための措置を行います。	取引先の事業変調をモニタリング出来る財務指導等を選定します。	全取引先を対象とした自動モニタリングシステムの開発、財務制限条項の導入検討、個人保証の見直しを行います。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	企業再生ファンドの必要性は理解しておりますが、具体的な組成プログラムは現状ありません。	企業再生ファンドの組成の可否を17年3月までに検討します。	企業再生ファンドの組成の可否の検討に着手します。	企業再生ファンドの組成の可否を検討します。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	取扱実績は現状ありませんが、早期事業再生の為には必要な場合があると考えております。	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討します。	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	デット・エクイティ・スワップの取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	
(4) 中小企業再生型信託スキーム等、RCC信託機能の活用	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の活用実績はありませんが、企業再生に必要なかつ有効だと考えております。	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	全信協主催の中小企業再生型信託スキーム研修会に参加し、企業再生ファンドの活用方法の検討を行い、融資審査会に報告します。	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	
(5) 産業再生機構の活用	活用事例はありませんが、産業再生機構の活用も有用な手段であると考えております。	産業再生機構の活用方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用方法を検討し、融資審査会に報告します。	活用方法を検討し、有効な事例があれば積極的に活用していきます。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	中小企業再生支援協議会に協力し、その機能の活用を開始しております。	中小企業再生支援協議会に協力し、その機能を活用します。	第一号議案を京都府中小企業再生支援協議会に持ち込み再生計画を検討します。	平成16年9月までに3件の事案を持ち込むことを目標とします。	
(7) 企業再生支援に関する人材 (ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	ターンアラウンド・スペシャリストの育成が早期事業再生支援に不可欠であると考えております。	研修の活用だけでなく、企業への短期間出向等を行い、ターンアラウンド・スペシャリストを育成します。	再生支援のための短期間出向を開始します。	ターンアラウンド・スペシャリストの認定基準を整備します。	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	B/S、P/Lの検証を主体に実施しております。財務制限条項やスコアリングシステムは活用できておりません。第三者保証は、担保の物上保証や実質的経営者のコミットメントを担保することを目的とするなど限定的に運用しております。	中小企業に適用可能な財務制限条項を検討します。信用リスクデータベースを活用したスコアリングシステムを確立します。代表者保証の運用適正化を検討します。	大口取引先のローンレビュールールを整備し、融資審査会に報告します。	大口取引先に適用可能な財務制限条項を検討します。信用リスクデータベースを活用した、スコアリングシステムを確立します。	財務制限条項などを活用し、ローンレビューを日常的に行うことで、過度な担保、保証への依存のない新しい金融サービスを展開していきます。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(3) 証券化等の取組み	新しい中小企業金融への取組みとして、私募債の取扱いや売掛金担保保証制度などの利用実績はありますが、証券化等の取組みはなく、その検討が必要と考えております。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	証券化等の取組みが、取引再生中小企業への新しい金融サービスとして有効かどうかを検討します。
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	取引先の財務諸表の精度は一定水準のチェックを行っておりますが、今後はその精度の高低を取引条件に反映する仕組みを整備する事が中小企業の財務諸表の精度を向上させ、当金庫の信用リスクの軽減につながると考えております。	日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」をベースに、取引条件を債権者有利なものとするプログラムを新設いたします。	新プログラムの検討を行います。	新プログラムを新設し適用してまいります。	取引先の財務諸表の精度が相対的に高い場合には、取引先がより有利な借入条件を適用できるようなプログラムを新設します。
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスクデータベースを整備する途上であり、それを活用したスコアリングシステムを整備しつつあります。	取引先の財務データ、取引データ、倒産データをデータ化し将来の倒産確率、貸倒れ予想額を計算しスコアリングを行います。	データベースを整備し、スコアリングシステムを完成させます。	スコアリングシステムを活用し、適正金利水準や収益状況の把握、審査の効率化を図ります。	
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	基本約定書の内容を対等なものにし、条文をわかり易く変更しました。	既存先も新約定書で変更契約を締結します。 他の債権書類は内容の説明を受けた確認署名欄のある書式に変更してまいります。	各種書類について書式改定等を検討します。	書式改訂等の実施を予定しております。	債務者、保証人、担保提供者等に対し契約内容に従い、様々な融資条件を説明の上、借入・保証(担保提供)意思を確認します。
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	「地域金融円滑化会議」での他行庫の状況、態勢等を当金庫の業務に活かしたいと考えております。	会議・研修等で他行庫の事例等を紹介し、当金庫の業務に活かしていきます。	同会議へ積極的に参加し、業務に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。 前年度発生事例に基づく研修を行います。	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	苦情は関係部署で協議対応し、その分析・改善策の検討を行い、会議等で徹底し、再発防止及び予防に努めております。 関係業界団体と連携し研修によるレベル向上を図っております。	本部関係部署から苦情に基づく徹底改善を図ります。 会議・研修を行い予防・再発防止に努めます。	苦情に基づく全店への徹底改善と結果報告により再発防止を図ります。 会議・研修等で苦情に基づく研修・徹底を行い予防・再発防止に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。 前年度発生事例に基づく研修を行います。	顧客との信頼関係を良好にし維持向上することを第一とし、そのため苦情事例の分析を行い、再発防止、サービス向上・商品開発等業務に活かしていきます。
6.進捗状況の公表		半期ごとの内容について、ホームページ等で公表します。	15年度上期の進捗状況を公表します。	15年度下期及び16年度上期の進捗状況を公表します。	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
.各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	法令等を遵守し、適切な自己査定結果に基づき償却・引当を行っております。	法令等が変更された場合には、必要に応じて自己査定及び償却・引当の方法の適正化を実施します。	必要に応じて行います。	必要に応じて行います。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	路線価に基づく評価額計算方法を採用し、実勢価格との乖離は毎年の売買事例で検証しています。特に不良債権に係る担保処分実績と期末回収見込額との検証を行っております。	売買事例データの収集とデータの正確な分析に努め、担保評価方法の合理性を維持します。	データの収集及び正確な分析により、評価の合理性を検証します。	データの収集及び正確な分析により、評価の合理性を検証します。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	既に開示しております。				
2.収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータの蓄積は整備途上です。内部格付制度は、債務者区分と統合したものとしています。また金利設定の内部基準は定めておりますが、改良すべき点があると考えております。	信用リスクデータベースを整備し、内部格付制度を改善したのち、金利設定基準を新たに定めていきます。	新格付制度の導入を検討します。	新格付制度を導入し、新金利設定基準の検討を行います。	格付制度は信用リスクデータベースに基づき計算される予想倒産確率スコアリングを加味したものとします。金利設定基準は、担保アンカパー分の予想貸倒率から計算されるリスクプレミアムをより正確に反映した基準とします。
3.ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	既に実施しております。				
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	既に実施しております。				
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	総代選任にあたり選考手続きの透明性は確保できており、経営に対する規律性等総代会として基本的なガバナンス機能は有効に働いていると考えております。	全信協での検討結果を踏まえ、全信協が定める情報開示の任意項目について検討します。	全信協が取りまとめた情報開示の必須項目をもとに総代機能向上策とディスクロージャー誌への掲載方法を検討します。	ディスクロージャー誌に対するヒアリング等実施し、協同組織運営、総代会制度等の理解状況を把握するよう努めていきます。	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		信金中金との連携を密にし、必要に応じ情報提供等の支援を受けていきます。	必要に応じて活用していきます。	必要に応じて活用していきます。	

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
4.地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	社会的貢献についての情報開示が主となり、業務に関する地域貢献の実状を今後更にわかりやすく開示する必要があると考えております。	全信協から示される情報開示の方針を受け、業務、とりわけ融資業務について地域貢献の実状をわかりやすく開示します。	15年11月中に情報開示をするための手法等の検討を行います。	16年3月末ディスクロージャーで詳細マネーフロー図とその解説を示し、地域貢献の実状を開示します。	

3.その他関連する取組み

項目	具体的な取組み
5.法令等遵守 (コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	会議・研修等で意識高揚・浸透を図ります。 店内の意識向上、良い職場環境、明るい職場を作っていきます。 研修会参加、資格取得によるレベルの維持・向上を図ります。